

特定技能外国人材の受入れに関する留意点

(2019年4月1日～)

改正入管法の施行に伴い、2019年4月1日から在留資格「特定技能」が創設されます。職業紹介事業者の皆さま、これから国外にわたる職業紹介事業を行う皆さまに、ご留意頂きたい点をお知らせいたします。

1 適正な職業紹介事業の許可の取得について

特定技能の在留資格に関して職業紹介を行うためには、職業紹介の許可などが必要です。

<特定技能に関する職業紹介>

- 特定技能1号および2号の在留資格については、職業紹介事業の許可などを受けて、国外に存在する求職者の受入れに関する職業紹介を行うことが可能です。
- また、特定技能については、その他の在留資格と同様、在留資格で認められている範囲内で転職が可能であり、特定技能外国人材に対して転職先のあっせんを行う場合にも、職業紹介事業の許可などが必要です。
※ 既に職業紹介事業の許可などを取得している場合は、改めて取得する必要はありませんが、必要に応じて相手先国や取次機関の届出などの手続きを行ってください。

<登録支援機関の認定を受けている場合>

- 入管法に基づき登録支援機関の認定を受けている場合は、特定技能外国人材の受入れに関する支援など（非自発的離職時の転職支援を含む）を行うことができます。ただし、登録支援機関の認定を受けていても、職業紹介を行う場合には、別途職業紹介事業の許可などを取得する必要があります。

<監理団体の許可を受けている場合>

- 監理団体の許可を受けた事業者が行うことができるのは、技能実習に関する雇用契約の成立のあっせんです。このため、特定技能外国人材に関する職業紹介を行う場合には、別途職業紹介の許可などを取得する必要があります。

(国外にわたる職業紹介を行う場合の許可基準や提出書類などは、次頁を参照)



2 国外にわたる職業紹介に関する留意事項

特定技能外国人材に対する場合も含め、国外の求職者に対して職業紹介を行う際に、以下の事項の遵守や追加の提出書類が必要です。

<許可基準・留意事項について>

平成31年4月1日から、国外にわたる職業紹介を行う場合の許可基準が一部改正されます(④(2)・⑤の追加)。これらの内容は、許可取得時に付される条件や職業安定法に基づく指針においても明記されますので、職業紹介事業を行うに当たり、遵守することが必要です。

①	取扱職種の範囲などとして届け出た国以外を相手先国としてはなりません。
②	入管法や相手先国の法令を遵守して職業紹介を行わなければなりません。
③	求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、または求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行ってはなりません。
	次に該当する取次機関を利用してはなりません。
④	(1) 相手先国において活動を認められていないもの (2) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の財産を管理し、違約金など不当に財産の移転を予定する契約を締結し、または求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの(※)
⑤	職業紹介に関し、求職者が保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、財産を管理されていたり、違約金など不当に財産の移転を予定する契約を締結されていることを認識して、職業紹介を行ってはなりません。

(※) ④(2)の取次機関による保証金の徴収の有無などについては、例えば、取次機関との業務分担について記載した契約書や取次機関から誓約書を提出させることなどにより証明させることが考えられます。

<提出書類について>

国外にわたる職業紹介を行う場合には、国内のみで職業紹介を行う場合に加えて、以下の書類の提出が必要です。

①	相手先国の関係法令 (※)
②	<取次機関を利用しない場合> 相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する書類 (※)
	<取次機関を利用する場合は、以下の書類>
③	取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書など (※)
④	相手先国で取次機関の活動が認められていることを証明する書類 (※)
⑤	取次機関に関する申告書

(※) ①～④の書類については、該当部分のみの添付が必要であり、日本語訳も含みます。

3 求職者の早期離職などに関する留意事項

職業紹介事業者は、紹介した求職者が早期に離職することのないよう、以下の事項を遵守することとされています。特定技能外国人材に関する職業紹介に当たっても、十分留意してください。

- | | |
|---|--|
| ① | 自らの紹介により就職した者（※1）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。 |
| ② | 手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。 |
| ③ | 求職者・求人者双方に、受理する手数料（※2）の明示が必要です。 |
| ④ | 求職者などを勧誘するに当たっては、お祝い金などの金銭を支給することは望ましくありません。 |

（※1）無期雇用契約を締結した者に限ります。

（※2）一部の例外を除き、求職者からの手数料徴収は職業安定法において禁止されています。

4 求職の受理に関する留意事項

求職の申込みに当たり、同意を得られる範囲で在留カードなどの提示を求めるなど、不法就労をあっせんすることがないように注意して職業紹介を行ってください。

以下の例も参考に、求職者が適正な在留資格・在留期間であることや、紹介先が在留資格で認められた範囲内であることを確認する必要があります。

＜具体的な確認方法の例（国内での就労が認められているもの）＞

- | | |
|---|---|
| ① | 在留カード表面の「就労制限の有無」欄において、「就労制限なし」、「在留資格に基づく就労資格のみ可」、「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」、「指定書により指定された就労活動のみ可能」のいずれかの記載がある場合 |
| ② | 在留カード表面の「就労制限の有無」欄において「就労不可」の記載があるが、裏面の「資格外活動許可欄」に「許可」の記載がある場合（留学生）など |
| ※ | 詳細および最新の情報は、出入国在留管理庁HPにおいて確認してください。 |

5 相手国の送り出し手続に関する留意事項

相手先国の法令において、送り出し手続きが定められている場合がありますので、事前に確認してください。

- 特定技能の在留資格については、相手先国（送り出し国）で所定の手続きがある場合は、それを経ていることが要件の1つとされています。
- 相手先国の法令などにより相手国政府が取次機関を認証することとなっている場合や、現在締結が進められている二国間取決めにより「遵守すべき手続」が定められている場合がありますので、出入国在留管理庁HPにおいて最新の情報を十分確認してください。

6 職業紹介事業報告の改正について

特定技能に関する職業紹介実績の報告が必要になります。

- 平成32年(2020年)4月報告分から、職業紹介事業の事業報告の方法が変更され、これまで中分類ごとの区分とは別に、特定技能に関する職業紹介実績を報告していただくこととなります。
- 平成31年度(2019年度)の実績を把握する必要がありますのでご注意ください。

7 その他の留意事項

職業紹介事業に関し、その他以下の事項に留意してください。

- 国外にわたる職業紹介については、職業紹介を行った後、求職者が在留資格を取得できない可能性があります。トラブル防止のため、事前に求人者との間で手数料の金額や支払いのタイミングなど明確にしておくことが必要です。
 - 特定技能については、各分野ごとに設置される協議会（※）において、受入れ状況などを踏まえた大都市圏への集中回避に関する対応策（引き抜きの自粛要請など）が定められていますので、それらの規定を遵守することが必要です。
- （※）制度の適切な運用を図るために分野所管省庁によって設置され、受入れ機関や業界団体、関係省庁を構成員とするもので、制度や情報の周知、法令遵守の啓発など必要な対応を行います。

**ご不明な点や職業紹介事業に関して不適切なことがあれば、
お近くの都道府県労働局にご相談ください。**

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637